

# 「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」の 中間見直しについて

令和8年7月28日

環境局循環社会推進課



1

## I 前回の主なご意見について

| 内容                              | 主なご意見                                                                                                     | 事務局の考え                                                                                                                                              |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計<br>画<br>案                     | 「リサイクル率」は、経済状況や民間の分別により値が上がらない。国も「焼却量の減少」や「最終処分量の減少」と言っているので、これで良い。                                       | 第3章1「新たな計画目標」のとおり、市民1人一日あたりの紙類・合成樹脂類焼却量を指標に加える。                                                                                                     |
|                                 | 広域連携について、「コスト負担も含めて検討」とするとマイナスにとらえるので、周辺自治体も含めて継続的に効率的となるようポジティブな連携を進めるべき。                                | 第4章1-6「ごみ処理の広域連携」のとおり、長期安定性の確保やコストも含めて、多角的な検討を行う。                                                                                                   |
|                                 | 広域連携については「コスト負担も含めて」が重要。                                                                                  |                                                                                                                                                     |
|                                 | 広域連携については、他都市ごみ量が焼却量の2割を占めている現状であり、新たな受入れを止めるべきとは言わないが、適正な処理手数料とすべき。                                      |                                                                                                                                                     |
|                                 | 産廃のモニタリング項目で、排出量を市内総生産で割るのは非常に良い。計画期間が2030年までとなる今回は、これで良い。但し、さらに長期的視点で考えた場合は、産廃排出量とは無関係に市内総生産が増えることもあり得る。 | 第3章2「モニタリング項目」のとおり。長期的には産業構造の変化を考慮し、適切な目標値の設定を検討する。                                                                                                 |
|                                 | 家庭ごみ削減のため、紙やプラの分別について、分かりやすく市民に周知・啓発していただきたい。                                                             | 第4章1-1「家庭ごみの3Rの推進」のとおり、様々な媒体を用いて、改めて分かりやすく周知する。                                                                                                     |
| そ<br>の<br>他<br>ご<br>み<br>処<br>理 | 事業系ごみの袋の値段を統一できないのか。                                                                                      | 収集業者は、自己搬入ごみの処理手数料に加えて収集運搬料を上乗せするが、運搬料金を含む事業系ごみ袋の価格設定に対して、市が助言や意見を述べることは、独占禁止法の観点から問題となる。民間が上乗せする価格設定の部分は、自由競争の下で行われる必要がある。<br><br>収集業者とはよく対話をしていく。 |
|                                 | 事業系ごみの料金改定により、収集業者のごみ手数料も変更となることから、収集業者ともよく話をすること。                                                        |                                                                                                                                                     |

## Ⅱ パブリックコメント（案）

---

### 1 資料の構成

- より多くの市民の方に手に取っていただけるよう簡潔にまとめた「本編」
- 本編を補完し、さらに理解を深めたい方に向けた「資料編」

※文字デザイン・写真の追加などは、今後、デザイン会社に整えていただく予定

### 2 パブリックコメント（案）          別紙参照



## Ⅲ 次回の審議内容（案）

---

### 1 パブリックコメントの結果について

### 2 答申案について

